

白鷹町妊婦のための支援給付及び妊婦等包括相談支援について

妊娠期から出産・子育て期まで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠の届出や出産予定日から8週間前の日（同日前に出産または流産・死産した場合はその日）以降におなかのあかちゃんの数の届出を行った妊婦さんに、妊婦のための支援給付金を支給します。

【妊婦等包括相談支援】

白鷹町こども家庭センター（保健師）が窓口となり、妊娠期から産後、子育て期の悩みや不安に寄り添います。

- ・こども家庭センターや子育て支援センターにこぼーと、ご家庭での相談や電話・オンラインでの相談ができます。
- ・白鷹町の子育てに関する情報を「母子手帳アプリ^{あか}紅ほっぺ」などを通じて情報提供します。



白鷹町こども家庭センター

（健康福祉課こども家庭センター係）

場 所：白鷹町健康福祉センター
（白鷹町立病院となり：白鷹町大字荒砥甲488番地）
開所日時：月曜日～金曜日 8:30～17:15
（12月29日から1月3日、祝日を除く。）

問い合わせ：電話 0238-86-0212



母子手帳アプリ^{あか}紅ほっぺ

妊娠・出産・子育ての記録や予防接種のスケジュール管理、町からのお知らせやイベント情報などが取得できるスマートフォンアプリです。

登録方法：「母子モ（ぼしも）」で検索
もしくは、QR コードから

【妊娠届出の時】

母子健康手帳を交付



保健師と面談

子育て支援ガイドの活用のすすめ

妊婦給付認定・

妊婦のための支援給付金（1回目）の申請



5万円

〔期限：胎児心拍確認後、
2年間〕

【妊娠8か月の頃】

町から、

①アンケートを送付



アンケートに回答・返信



長井市にある“カモミール”
（産前産後ケアステーション）の
保健師から確認の連絡をします。
☎ 070-3105-6907

②申請書を送付



出産予定日の8週間前の日以降、

胎児の数の届出書

妊婦のための支援給付（2回目）の申請

※出産予定日の8週間前の日より前に
出産、流産・死産した場合にはその日
以降に、届出・給付金の申請となります。

〔期限：流産・死産したその日から2年〕



おなかのあかちゃんの数
1人につき5万円

〔期限：出産予定日の8週間前
から2年間〕

【あかちゃん訪問の時】

家庭訪問



保健師と面談

子育て支援ガイドの活用のすすめ